電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和４年２月１０日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

2021 年１月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という）において、また、2021 年４月から導入されている広域需給調整[1]に係る収支の取扱いについて、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、議論がなされてきました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年１月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）において、2021 年１月のインバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整し、この調整後に残る収支は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、追加供給力（kW）及び kWh 公募の費用についてもこれと同様の管理を行うこととされました。また、第 50 回制度設計専門会合（2020 年９月８日開催）において、一般送配電事業者間の需給調整のための収入や費用について、インバランス収支として管理することとされました。

これらを踏まえ、一般送配電事業者における収支を適切に管理するため、「電気事業託送供給等収支計算規則」について、以下の（案）のとおり定めることを検討しているところ、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

・「電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第２号）の一部を改正する省令（案）」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
（２）窓口での配布
経済産業省資源エネルギー庁　電力・ガス事業部電力産業・市場室
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館５階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

[1] これまで、需給調整は各一般送配電事業者のエリア単位で行っていたところ、2021 年４月以降、全国大で効率的に需給調整を行うため、複数の一般送配電事業者のエリア間で需給調整を行った後（インバランスネッティング）、なおも残るインバランス量については、複数のエリアの調整力をメリットオーダーに従い広域的に運用することとなった。

令和４年２月 10 日（木）～令和４年３月 11 日（金）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　電力産業・市場室
パブリックコメント担当　あて

（３）ＦＡＸ

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のＦＡＸ番号宛にお送り下さい。

ＦＡＸ番号：（０３）３５８０－８４８５

（４）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： ninomiya-shohei-〇-meti.go.jp、mizutori-narumi-〇-meti.go.jp

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注１）電子メールの件名を「電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。

（注２）電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御

意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　電力産業・市場室
パブリックコメント担当　宛

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令案に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［ＦＡＸ番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）